

平成23年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価報告書

1. 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、品川区教育委員会がその権限に属する事務の管理および執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たすことを目的とする。

2. 仕組み(方法・基準)

(1) 昨年度改正した「品川区教育委員会事務事業評価実施要領」に基づき、教育委員会所管の予算事業を対象として、事業ごとにその必要性・代替性・効率性について基本的な評価を行い、これをもとに今後の方向性として総合評価を行った。

(2) 評価基準

基本評価(必要性・代替性・効率性)の基準は次のとおりである。

評価基準	評価の視点	評価	
必要性	そもそも区民や区内事業者等にとって必要な事業か ・目的の妥当性、区民等のニーズはあるか ・時代の変化に適応しているか ・他に類似の事業はないか、代替手段は他にないか	A	区民等のニーズが高く必要な事業である
		B	法令等の定め、または一定のニーズがあり必要性は高い
		C	区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある
		D	区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず不要な事業である
代替性	その事業は区が主体となって実施すべき事業か ・行政が担う必要があるか ・行政が担う必要性があっても、区が実施することが適当か	A	区が積極的に実施すべき事業である
		B	区が実施すべき事業として法令等で定められている、または区が実施することが効果的である
		C	どの主体でも実施は可能だが、区が実施することがおおむね適当である
		D	国・都または民間が実施すべき事業である、または区が実施すべき事業としては役割を終えた事業である
効率性	実施手法は適切か ・投入された資源量に見合った結果、成果が得られているか ・最小の経費で最大の効果を挙げているか ・受益者負担は適正か ・対象範囲は適正か ・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率がよいか	A	実施手法は適切で、見直しの必要はない
		B	実施手法は概ね適切である
		C	実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である
		D	大幅な見直しが必要である

総合評価（今後の方向性）の基準は次のとおりである。

評価基準		評価	
総合評価	拡 充	A	十分な事業水準にあり、かつ、将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
	継 続	B	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
	見 直 し	C	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等見直しが必要
	廃 止	D	事業を廃止（または休止）

3. 対象事業

点検および評価の対象とする事業は、平成23年度実施の教育委員会の権限に属する予算事業を評価対象とした。

以上により事務事業評価対象事業数を78事業とした。

（庶務課：22 学務課：15 指導課：36 品川図書館：5）

4. 結果

品川区教育委員会は事業の点検および評価を行うにあたって、品川区教育委員会の教育目標・基本方針に基づき事業を適切に執行しているかを基本に評価を行った。

今回評価を行った事務事業の点検および評価結果は次のとおりである。

(1) 実施事業の総合評価 (今後の方向性)

評価基準			該当 事業 合計	内訳			
				庶務課	学務課	指導課	品川図書館
				A	拡充	十分な事業水準にあり、かつ、将来への必要度も高く、今後も拡充が必要	1
B	継続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持	67	21	13	29	4
C	見直し	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等見直しが必要	9	0	1	7	1
D	廃止	事業を廃止 (または休止)	0	0	0	0	0
	完了	事業が完了している	1	0	1	0	0
合 計			78	22	15	36	5

今後も拡充が必要 (拡充) 《 A 》 としての事業が 1 . 3 % であり、効率化を図りつつ現在の水準を維持すべき (継続) 《 B 》 としての事業が全体の 8 5 . 9 % を占めている。また、事業の必要性はあるが、執行方法や執行体制を見直すべき (見直し) 《 C 》 としての事業が 1 1 . 5 % 、事業の廃止 (廃止) 《 D 》 という評価は該当がなかった。事業の完了により今後の方向性について評価を行わなかった (完了) 事業は 1 事業 1 . 3 % であった。

(2) 教育委員会意見

概ねの教育委員会事業については、区民（保護者、児童・生徒、地域住民等）への教育効果等の実績、事業の必要性、および費用対効果等の視点から点検および評価を行ったところ、教育目標に従い着実かつ適切に執行されており、現状維持または現状をベースに発展、向上させるべきであると考えます。

今回、総合評価で「見直し」とした事業については、中長期に課題を検討するべきものもあり、計画的に改善していく必要がある。また「継続」とした事業についても、その意義と目的を常に意識しつつ実施するよう努力されたい。

評価の結果の良し悪しではなく、評価結果を活かし、さらに創意工夫を重ねて効率的な事業推進にあたられることを求めたい。

以下、今後の基本の方針への総論的な意見と共に、個別の事業に対する点検及び評価にあたっての教育委員会の主な意見をあげる。

教育改革「プラン21」第4ステージについて

品川区では、平成10年より教育改革「プラン21」を推進し、義務教育の質の向上を図ってきた。今後さらなる質の向上を目指し、新たな段階に入っていくことが求められている。教育委員会事務局や学校は、義務教育9年間で育成する児童・生徒像を明らかにする等、小中一貫教育カリキュラムの開発をさらに進め、PDCAサイクル(注)に取り組んでいくこと。

注：PDCAサイクルとは

事業活動を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画) Do(実行) Check(評価) Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

土曜日授業の実施について

平成22年に改正した品川区小中一貫教育要領の平成24年度完全実施に伴い、標準授業時数の増加に対応する等々のため、平成24年度より土曜日授業を実施することが必要である。今後、土曜日授業の再開に合わせ、地域、保護者等に十分情報提供を行い、スムーズな実施を確保すること。

教職員の健康管理について【庶務課】

教職員の健康管理については、これまでの評価による改善の結果、一定の成果を上げていると考えるが、教育委員会事務局や学校は、健康診断の受診率のさらなる向上など、健康管理について充実を図ること。

P T A活動支援事業について【庶務課】

品川区のP T A活動は、各校P T A及びP T A連合会ともに積極的であり、特色ある事業を展開している。今後、家庭内での教育活動やP T A活動への参加促進など、教育委員会事務局はより一層の支援を講じるとともに、P T A、学校、教育委員会事務局がそれぞれの立場で地域への情報発信に努めること。

教職員研修について【指導課】

研修は、教職員の人材育成を行う上で大変重要な事業である。教育委員会事務局は、研修の民間への委託化や職層や経験年数を踏まえた研修の実施など、今後も常に内容や経費の改善を行い、充実を図ること。

図書館の運営について【品川図書館】

区立図書館の運営については、低コストで利便性の高いサービスを目指し、窓口業務の委託化の拡大など進めてきており、今後もコストを意識した効率的な運営と区民ニーズに応じたサービスの向上に継続して取り組むこと。

(3) 点検・評価に関する学識経験者からの意見

教育委員会の点検および評価に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づき学識経験者に意見を求めた。

意見を求める内容については、平成23年6月14日開催の教育委員会定例会において協議のうえ決定した。

対象事業

- 1 教職員の健康管理について
- 2 P T A活動支援事業について

学識経験者

玉川大学教職大学院 小松郁夫 教授

学識経験者からの意見は以下のとおりである。

1 教職員の健康管理について

教職員の健康管理は、教職員自身の健康を保持し、学校における教育活動が安全な環境に置いて円滑に実施され、その成果の確保に密接に結びついているだけでなく、指導する児童生徒等の健康管理や安全の確保にとっても、極めて重要な課題である。品川区では、教職員の健康管理を学校保健安全法や労働安全衛生法などの法に基づいて、適宜、適正に進めてきていると認められる。

学校での健康管理の対象は学校の設置者に対して、児童生徒だけでなく、学校の職員の心身の健康の保持増進を図ることが責務とされ（学校保健安全法第4条）、毎学年定期的に、学校の職員の健康診断を実施することが義務づけられている（同法第15条）。また、各学校には学校医を置くものとされ（同法23条）、教職員の健康管理は基本的、日

常的には学校単位での健康管理が軸となる。

しかし最近では、教職員の健康障害や長時間の時間外労働の問題などが指摘されるようになり、産業保健の視点や産業医の視点などから健康管理の課題解決に取り組むべきではないかという指摘もなされている。このように考えると、教職員の健康管理、学校での健康管理には、学校保健安全法の観点だけでなく、労働安全衛生法の視点も重要になってきていると考える。

品川区は区民の期待に応えるべく、各学校や区をあげて熱心に学校教育の質保証、学力向上や問題行動対策等に取り組んでいる。今後、業務の拡大により、関係者の多忙さがさらに増し、長時間の時間外労働等によって、過重労働による健康管理が懸念される。専門家の指摘によれば、長時間の時間外労働によって疲労が蓄積している場合は、脳や心臓疾患発症のリスクが高まるとされ、過重労働による健康障害を防止するには労働時間の管理と健康管理が重要と考えられている。

このため、法令等で長時間労働者には医師による面接指導制度が導入されたが、教職員の場合、面接指導の要件とされる1月あたり100時間を超える時間外勤務が、他の業種に比較して多いのではないかと指摘もある。それは、たとえばきめ細やかに実施される学習評価活動、部活動等の指導や引率、個別に指導を要する児童生徒への対応、価値観が多様化する保護者等の期待に応えるための活動、増大する事務的作業などが原因で、教職員のメンタルストレスも増大しているのではないかと危惧される。

そうした中で、品川区ではこれまでも教職員の健康診断受診率の向上などに真剣に取り組んで来ており、着実にその成果は挙がってきている。特に、緻密な実態調査を実施し、課題を明確にすると共に、問題点を関係者と共有し、健康診断の未受診者への啓発、人間ドックの結果未掲出者への提出依頼を丁寧に実施するなど、具体的な改善活動を行ってきている。

しかし、学校別の受診率データなどを参照すると、学校間で数値に開きがあり、一部の学校での受診率が依然として低い場合や、受診時期が年度の早い段階で行われておらず、年度の後半になって、教育委員会事務局からの助言などによって数値が上がってきている現状がある。法令では年度内に実施すればよいとはいえ、健康管理にあたっては、疾病などの早期発見と早期治療が重要であることを考慮すると、今後は年度内の早めに受診することを心がけるべきではないかと考える。

教職員の健康管理は、体とこころの両面で実施されるものである。体の面では、近年の検査技術の発達や高度化などにより、多くの成果が挙げられている。早期受診、早期発見、早期治療をさらに推進し、引き続き、職場環境の改善を進め、健康診断を受診しやすくする条件整備に取り組まれることを期待する。特に過重労働による健康障害防止対策は、業務の見直しをさらに進め、予防と課題への早期対応などが重要である。

教職員への日頃の生活に役立つ身近な健康情報を提供することも大切である。特に成人病として増えつつある病気については、予防法についての啓蒙活動を各学校単位で実施することが重要と考える。場合によっては、学校医や養護教諭の力を借りて、保護者や地域住民と共に学ぶ場合があっても良いのではないかと考える。

また、職場における精神疾患の早期発見と早期治療は、管理職の果たす役割が重要である。そのためには新任の校長、副校長を対象に、研修会を開催するだけでなく、恒常的に管理職の関心と対応を充実させる施策の実施が望まれる。さらに、一般教職員を対象に、メンタルヘルスに関心を持ち、正しい知識を習得し、自らのストレスに気づき対処する力（セルフケア）を養うために、研修会を開催することも重要と考える。

こころの問題は、本人も周囲も気付くのが遅れたり、課題を自覚することにためらいがあったりする事例がある。問題が深刻化する前に、体調管理に対する自覚を高め、周囲の気配りなども絡ませて、一人で悩みを抱え込まないようにすることが大切である。また、体調に異常を感じても、相談する相手がいないなど、状況が深刻化する場合もある。その対策としては、気軽に上司や同僚に打ち明けられる環境を整備し、電話やインターネットでの情報提供や簡単な相談システムの開発など、こころの健康管理の特殊性に配慮した施策も必要になってきているものと考えらる。

品川区では、これまでも過重労働対策、メンタルヘルス対策への試みも着実に実施してきており、その成果も向上しつつあるものと認められる。疲労蓄積度チェックの実施、産業医による面接、看護師による電話相談や職場巡視などは、今後一層拡大させ、きめ細やかな対応が必要である。メンタルヘルスアンケートは個人情報としての取り扱いに配慮しながら、必要に応じて、専門家の分析や判断を尊重するなどの、一歩踏み込んだ施策についても検討する必要があるのではないかと考える。

今後は、粘り強く「学校教職員の安全衛生活動・健康管理のまとめ」などの資料を活用し、まずは校内での共通理解と研修の充実、学校全体での健康管理への取組を充実させる必要がある。区教育委員会も、教職員の生命と健康を守り、児童生徒が健康で安心した学校生活を過ごせるための施策の実施に努力されたい。

2 P T A活動と家庭教育について

品川区では、PTA 関連事業を庶務課が主催している「家庭教育講演会」を除いて、各校 PTA・小中 PTA 連合会へ委託している。各校 PTA への委託事業は、家庭教育委託学級、地域健全育成運営協議会、子ども地域活動促進事業、校庭開放、少年少女スポーツ普及事業である。

まず、予算計画と執行について評価すると、計画書の提出、委託金の前払い、年度末の報告書提出という手順は、おおむね適切であると考えらる。今後は、簡便な方法でも良いが、報告書の評価と次年度予算の査定を連動させるなど、継続的な質の向上を工夫するべきではないかと考える。また、各事業毎のベスト・プラクティスを紹介するなど、学校間での創意工夫や新たな試みを奨励する仕組みづくりもあって良いと考えらる。

少し事業毎に見ていくこととする。家庭教育委託学級では、「子育て力」を向上させる、という目的から考えて、保護者会などでの活動とは異なり、学校に親しんでもらい、教職員と保護者、保護者同士の人間関係づくりを考慮しながら、体験型や参加型の活動を企画するなど、家庭教育のヒントとなる活動や講演会などの実施が考えらる。品川区では、実施例にもそうした活動が紹介されており、委託事業としての成果は十分に上がってきていると見なすことができる。委託金も適切な額と評価できるが、モデル的な事業に関しては、増額するケースや参加者から徴収することがあっても良いのではないかと考える。

地域健全育成運営協議会活動についても、PTA から PTCA への発展、すなわち、C（地域住民）の学校への参画を促進し、教育活動への関心を高める試みとして、重要な事業と思われる。今後は、たとえば学校評価の学校関係者評価と連携するとか、そこでの話し合いを活用することもあって良いのではないかと考える。

子ども地域活動促進事業は、学校・地域の恒例行事となっているものも多く、PTA 活

動の一大イベントとなっているものも少なくない。児童生徒と保護者、地域住民が活動を通じて結びつく、具体的で楽しい事業である。今後は、小学校高学年や中学生が参加しやすく、興味をもつ事業を工夫すると同時に、歴史と伝統を重んじつつ、事業がマンネリ化し、参加者が固定しないように常に見直しを進めることもあって良いのではないか。予算に関しても、総枠を規定して、個別事業については、制限を特に設けないことも適切な措置であると考える。

校庭開放事業は、次第に恒例化しつつあるものもあり、成果も十分期待できるものとなっている。この事業では、実施できる事業を多様に企画し、充実した活動を実施すると同時に、内容によっては安全性を確保し、校庭は教育空間であるという本来の趣旨を損なわない事業展開が重要である。

少年少女スポーツ普及事業は、日頃の教育活動との違いを意識して、具体的な活動のあり方を少し工夫する必要があるのではないかと考える。また、校庭開放事業とともに、事業のマンネリ化や固定化を避ける配慮も必要だと考える。

PTA 活動とは、本来は P（保護者）と T（教職員）の A（連携組織）である。十分学校においても教職員は精査しているとは思いますが、いたずらに地域活動や学校以外の活動主体に教職員を参画させ、ますます多忙化を深刻化させることも無い。校務分掌組織において、地域担当の教員を配置するなど、管理職も含めて、節度ある保護者や地域住民との連携や交流を深めていくべき時期にきていると考える。

PTA 活動は、学校教育との関連のみでなく、生涯学習や地域振興、街づくり事業などと多様に機能連携している活動であると思う。多様化する保護者の意識や自己を大切にすあまり他者との共生や協働が苦手で、絆をうまく結べない都会人の特徴を踏まえ、都市型社会での人びとのあり方や生き方の課題解決に多少なりとも貢献できるとしたら、学校が新たな意味で、地域社会の人びとが集うセンターとして、機能を発揮できるのではないかと期待する。教育委員会のさまざまな事業が当事者の創意工夫を刺激し、子どもを含めた区民の充実した生活を保障するものとなり、品川区の特長として一層成果を上げられることを期待したい。

玉川大学教職大学院 教授 小松 郁夫

（４）各事業の点検及び評価結果は、次ページ以降のとおりである。

平成23年度事務事業評価

	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
1	庶務課	教育委員会の運営 教育委員会の開催等	B (継続)	基礎的自治体として、地域の実情に応じた教育の振興を図るため、継続して実施する。
2	庶務課	教育広報誌の発行 教育広報紙「教育のひろば」の発行(年2回)	B (継続)	より魅力ある充実した紙面づくりを目指す。
3	庶務課	教職員の健康管理 教職員の健康管理のための各種健診の実施	A (拡充)	受診率は90%以上となっているが、受診率を100%に近づけるよう更なる充実に努める。さらに教職員のメンタルヘルスへの対応は出来るだけ早期に教職員とかわり、専門機関につなぐ必要がある。
4	庶務課	教職員の安全衛生管理 学校職員の安全と健康維持増進を図るための講習会、事例検討会、相談業務の実施	B (継続)	学校一般職員の安全と健康増進を図るため、産業医等を設置し、各学校の連絡調整を図り、健康教育・健康管理業務を今後も充実させていく
5	庶務課	学校職員の被服貸与 区立小・中学校、幼稚園に勤務する職員(調理、栄養士、事務(給食業務)、用務)が職務を遂行する上で必要となる被服を貸与する。	B (継続)	24年度までに貸与品の在庫を無くしつつ業者直接の納入方式にかえていく。
6	庶務課	すまいるスクールの充実 放課後の学校施設を活用して、教育委員会と学校の連携だけでなく、家庭、地域との協働で児童を育成する。	B (継続)	すまいるスクールの運営を、区内NPO法人や区内大学との連携を図って来ている。今後とも区民との協働の視点から区内NPO法人等の活動できる場を広げるとともに、魅力アップすることが求められている。
7	庶務課	文化財保護事業 区内に所在する文化財を保護し、その普及・活用を推進する。	B (継続)	地域の文化財や歴史は区民の郷土への愛着を深め、地域の絆を深める貴重な財産である。「文化財めぐり」については、より広い年齢層、特に子どもの参加を促すため、開催方法を工夫・変更する。また、地域との連携を深める。
8	庶務課	子どもへの伝統文化の普及(遺跡出土品の資料化等) 遺跡発掘調査により出土した土器や貝殻の標本を作成し、学校へ貸し出しを行う。	B (継続)	平成23年度に資料作成を行うとともに、より効率的な貸し出し方法を検討する。

平成23年度事務事業評価

	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
9	庶務課	PTA活動支援事業	B (継続)	家庭教育を支援し、青少年の健全育成を図るとともに、親子や地域との交流も促進していく。
		各校PTAおよびPTA連合会に事業を委託し、それぞれ特色ある事業を計画・実施する。また、小学校の校庭を遊び場として開放する。		
10	庶務課	子どもを見守る地域ネットワークの拡充(83運動の推進)	B (継続)	地域全体の目で子どもを見守るための事業として大きな役割を果たしており、継続して実施する。
		PTAが主体となり、子どもの登下校(午前8時と午後3時)に合せて、地域住民が見守る運動を推進する。		
11	庶務課	学校事務非常勤職員等の雇用	B (継続)	引き続き同様の方法で雇用する。
		学校事務の円滑な業務の遂行のため、学校事務従事員を雇用する。また、病欠・公務災害等による業務滞りを解消するため、代替職員を雇用する。		
12	庶務課	維持修繕等	B (継続)	小規模修繕を始め学校執行は効率よく事務処理されていて、庶務課の業務の省力化が図られている。
		中小規模修繕工事など、学校施設に係る維持管理を行う。		
13	庶務課	外壁改修	B (継続)	既存校の外壁改修は効率よく進捗しており、一定の成果を得ている。
		経年劣化が著しい校舎外壁の補修を行う。		
14	庶務課	校舎等整備	B (継続)	校舎等整備は多種多様の修繕項目があり、年度ごとに必要な工事内容の事業を展開し、効率的に維持管理を実施している。
		経年劣化が著しい便所、受水槽その他、年度ごとに必要な改修工事を行う。		
15	庶務課	屋上防水	B (継続)	既存校の屋上防水工事は効率よく整備されており、一定の成果を得ている。
		経年劣化が著しい校舎屋上の補修を行う。		
16	庶務課	プール整備	B (継続)	既存校のプール整備は効率よく整備されており、一定の成果を得ている。
		経年劣化が著しいプール設備の補修を行う。		

平成23年度事務事業評価

	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
17	庶務課	校庭整備 経年劣化が著しい校庭部分の補修を行う。	B (継続)	既存校の校庭整備は効率よく整備されており、一定の成果を得ている。
18	庶務課	施設整備等設計委託 施設改修に係る設計委託(包括的設計委託)	B (継続)	外壁改修等の政策事業の設計委託料であり、政策事業と連動している。
19	庶務課	屋内運動場整備(庶務課) 経年劣化が著しい屋内運動場部分の補修を行う。	B (継続)	既存校の屋内運動場は効率よく整備されており、一定の成果を得ている。
20	庶務課	学校維持管理費(庶務課) 消防関係設備・自家用電気工作物・非常通報装置保守点検、区有施設建築物定期点検など、学校施設に係る維持管理を行う。	B (継続)	当面、継続業務が望ましいが、他課の業務委託との調整や業務の受託者のあり方等の問題を調査検討が望まれる。
21	庶務課	通学安全監視業務 区立小学校児童の登下校時における交通安全指導と誘導、および学校周辺における児童の安全確保と地域防犯力を高めるための巡視を行う。	B (継続)	児童の安全・安心体制の確保のために必要な事業である。また、土曜日授業の実施による児童の安全・安心の対応も必要である。
22	庶務課	学校改築の計画的な推進 区立小中学校の改築および小中一貫校の建設	B (継続)	全面改築だけではなく、部分改築する等で工期を分割する等の工夫により、瞬間的な財政負担を軽減するよう、引き続き計画的に実施していく。
23	学務課	就学事務 児童・生徒の就学にかかる事務を行う。また、就学相談員を配置し、就学に関する指導・助言、各種調査を実施する。	B (継続)	学校選択制を維持しながら実施する。
24	学務課	学校ICT化の推進 成績管理・出欠席管理・学校日誌・指導要録のWebシステム化により校務・教務事務の効率化を図る。また、学籍・就学援助・学校保健・学校給食・私費会計などのWebシステム化により、学校事務の省力化を図る。	B (継続)	費用対効果を考慮しながら、より効率的に推進する。

平成23年度事務事業評価

	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
25	学務課	クラブ部活動指導事業	B (継続)	外部指導員の学校への適正な配置に努める。
		中学校の部活動における外部指導員の活用。小中学校の学期中、夏季休業中のプール指導、および水泳指導者による泳法指導の実施。		
26	学務課	移動教室経費	B (継続)	教育課程の一環として、実施場所、内容等について十分検討の上実施する。
		教育課程の一環として2泊3日の日程で移動教室を実施。 ・小学校(第6学年):区立日光林間学園 ・中学校(第7学年):福島県磐梯高原地方他		
27	学務課	夏季施設費	B (継続)	児童・生徒の健康増進、心の交流や団体行動の訓練の場として実施する。
		夏季休業期間を利用して、夏季施設を実施。 ・小学校(第5学年):区立日光林間学園 ・中学校:各学校独自の計画を立て実施		
28	学務課	教材教具の充実	B (継続)	教材系パソコンについては、その活用法について十分検証する。
		教材用消耗品、教具備品等の購入、ピアノ調律の委託、教師用教科書・指導書の購入、教材パソコンリース、センターサーバ化など、教材教具の整備を行う。		
29	学務課	日光林間学園運営費	C (見直し)	校外施設を確保しつつ、保養施設の利用者の増加を図る見直しをした結果、民間貸付方式での運営となった。今後は、移動教室等の費用負担や保養施設利用者の料金など、利便性やサービスレベルを維持するよう努める。
		日光林間学園を効率的に維持運営し、区内小学校の移動教室等の宿泊施設および一般利用者の保養施設として開放する。		
30	学務課	学校維持管理費(学務課)	B (継続)	総合管理業務委託については、サービス水準を維持しつつ、委託内容等を見直す。
		各種設備機器の保守点検および清掃委託等を実施する。また、光熱水費の支出管理および使用状況の把握を行う。		
31	学務課	学校運営事務(環境整備等)	B (継続)	備品の老朽取替、修繕等については、必要最小限とする。
		学校環境の整備および円滑な校務の運営を図る。		
32	学務課	空港周辺環境整備事業	B (継続)	空港環境整備協会が実施する補助事業の事業趣旨に鑑み実施する。
		羽田空港の騒音対策として、周辺学校の環境整備を行う。		

平成23年度事務事業評価

	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
33	学務課	就学援助事業	B (継続)	義務教育を円滑に実施するため、経済的状況を踏まえながら実施していく。
		経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品購入等の就学援助費を支給する。また、多子家庭の保護者に対し、給食費の保護者負担の軽減を図る。		
34	学務課	給食運営の維持	- (完了)	平成24年度で給食調理代行が全校実施となり、完了する。
		食中毒の発生を防止するため、衛生管理用品等の購入や施設設備等の小破修繕、清掃等を実施する。また、給食調理業務等代行へ計画的に移行する。		
35	学務課	給食施設の整備	B (継続)	安全で衛生的な学校給食を提供するため、継続して実施する。
		調理機器の老朽取替を年次計画に基づき実施する。また、施設設備の改修を老朽状況や学校給食衛生管理基準等に基づき実施する。		
36	学務課	学校保健運営	B (継続)	今後も学校医の適切な配置に努める。
		学校における環境衛生の維持(水質検査、教室内環境衛生検査等)および学校医(内科・眼科・耳鼻科・歯科)・薬剤師の配置		
37	学務課	児童・生徒の健康管理	B (継続)	児童・生徒の健康管理のため、定期健診の適切な実施に努める。
		児童・生徒の健康管理および健康診断の実施		
38	指導課	区固有教員の採用	B (継続)	小中一貫教育など品川区の教育改革の推進に向けて、計画的に採用をしていく。平成21年度より採用を開始し、現在11名採用している。より一層、小中一貫教育の推進役とするため、能力および実践力の向上に向けた研修の充実を図る必要がある。
		品川区固有教員の採用		
39	指導課	教職員住宅の維持管理	C (見直し)	老朽化の課題を踏まえ、今後の住宅提供について見直しを図る。
		教職員住宅を維持するために保守点検、修繕等を行う。また、管理人を設置し入居者管理を行う。		
40	指導課	教職員互助会に対する補助	C (見直し)	見直す部分は明確にして事業を進める。
		教職員の福利厚生事業に係る費用の補助		

平成23年度事務事業評価

	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
41	指導課	教員への被服貸与	B (継続)	今後も引き続き、教員に防災服の貸与を行う必要がある。
		教職員への防災服の貸与		
42	指導課	学校ICT化の推進(指導課)	B (継続)	費用対効果を検証しながら、より効率的に推進する。
		教職員に関わる法律改正や東京都の人事制度の改正等に伴う、出退勤システムのプログラム改修を行い、円滑なシステムの運用を推進する。		
43	指導課	教職員研修	C (見直し)	実施方法を含め研修の体系や内容について検証を加えながら見直し、充実を図る。
		当面する学校教育の諸課題について各種研修をおこない、指導内容・指導方法の充実を図る。		
44	指導課	品川区研究学校	B (継続)	研究内容の充実と、他校での活用について検討を進める。
		区立幼稚園、小中学校における教科・領域等について、各学校(園)が自主的に研究主題を設定し、これに基づいて実践、研究を進め、研究の過程および成果を発表する。		
45	指導課	指導資料の作成	B (継続)	作成資料のさらなる活用について検討を進める。
		指導用資料を作成するための委員会を設置し、作成した資料を各学校および教員に配布し、活用する。		
46	指導課	品川区教育会に対する助成	C (見直し)	事業の必要性が認められるが、補助金の額の見直しについて、さらに検討を進める必要がある。
		品川区教育会が設置する研究部の活動の援助を行うことにより、教育振興の充実を図る。		
47	指導課	生徒指導対策の充実	B (継続)	子どもの健全育成や進路決定等に向けて、引き続き充実を図っていく。
		児童・生徒に対する校外指導、進路指導、クラブ部活動指導の実施		
48	指導課	スクールカウンセラーの派遣	B (継続)	学校での実態等を把握し、適切な実施に努めていく。
		児童の臨床心理に関し、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善、解決、学校内の教育相談体制等の充実を図る。		

平成23年度事務事業評価

	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
49	指導課	学校連合行事	B (継続)	行事について、十分検証をしたうえで実施していく。
		日常の学習成果を該当の連合行事で発表する(音楽鑑賞教室、連合体育大会、特別支援学級スポーツ大会・学習成果発表会、合同理科発表会、英語学習発表会、合同音楽会、合同作品展等)		
50	指導課	教育センターの運営	B (継続)	部屋の共用など効率的な運営に努めるとともに、複合施設として他の施設や地域住民等に提供できるサービスを検討していく。
		教育に関する調査研究、教職員研修等の実施、教育関係資料の収集・管理および教育相談活動を通して、学校教育の充実と振興を図る。		
51	指導課	小中一貫教育の実践	B (継続)	評価項目や検証方法等の検討を加えながら、継続して実施する。
		小中一貫教育推進委員会の開催、小中一貫教育の評価、小中一貫教育全国サミットの開催などを通し、小中一貫教育の充実を図る。		
52	指導課	小中一貫教育の実践 (ステップアップ学習・習熟度別学習・特色ある教育活動の推進)	B (継続)	今後も効果を検証しながら、継続して実施する。
		ステップアップ学習・習熟度別学習・特色ある教育活動を実施し、基礎的、基本的な学力の定着を図る。		
53	指導課	小中一貫教育の実践 (全小学校英語科の充実)	B (継続)	中学英語とのスムーズな接続を検討しながら実施していく。
		区立小学校の児童・生徒を対象に英語の授業を実施。担任を中心に、ALTや地域ボランティア、中学校英語教師などとチームを組んで授業を行う。		
54	指導課	地域に学ぶ学習内容の充実	B (継続)	学校、家庭、地域の連携を推進し、質の高い教育が実現できるよう、効果の検証を行いながら実施する。
		地域の方々を講師として学校に招き、授業を実施する。家庭・地域との連携を深めることで、開かれた学校づくりを目指すとともに、教育活動の質の向上を図る。		
55	指導課	小中一貫教育の実践 (小中一貫教育要領の改訂) (市民科・各教科副教科書・教材の充実)	B (継続)	学校現場での課題を検証し、小中一貫教育の推進に生かしていく。
		国の学習指導要領の改訂に合わせ区の小中一貫教育要領を改訂するとともに、市民科や小学校英語科をはじめとした各教科の教科書、教材の改訂・整備を行う。		
56	指導課	地域に学ぶ学習内容の充実 (公開授業の推進)	B (継続)	効果の検証を行いながら、継続して実施する。
		中学校における授業の公開および、全小中学校における教育活動の地域公開の実施。		

平成23年度事務事業評価

	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
57	指導課	<p>学力定着度調査</p> <p>4年生および7年生終了時に、国語科、算数 / 数学科、理科、社会科の4教科で、小中一貫教育の内容に沿ったテストを実施し分析を行う。</p>	B (継続)	児童・生徒の学力を把握し、指導方法の改善につなげる。
58	指導課	<p>合同部活動の実施</p> <p>拠点校となる中学校において合同部活動を実施し、実技指導のための外部指導員を配置する。また、中学校の部活動に小学校の5・6年生の参加が可能となるよう、外部指導員を配置する。</p>	B (継続)	部活動の充実を図るため、継続して実施していく。
59	指導課	<p>外部評価制度による学校経営力の強化</p> <p>校区外部評価委員会を開催し、各学校の学校運営および教育活動評価と支援を行う。また、専門家で組織した専門外部評価委員会で、集団ヒヤリングを実施し、学校経営の専門的な評価と支援を行う。</p>	B (継続)	評価結果が学校経営や指導方法、カリキュラム等に反映できるよう改善を進めていく。
60	指導課	<p>経済活動体験学習</p> <p>社会や経済の仕組み、地域社会における個人の役割を理解し、経済活動の体験的な学習等を行う。</p>	B (継続)	経済活動を体験的に学習できるよう、実施方法に工夫を図っていく。
61	指導課	<p>和楽器による音楽教育</p> <p>和楽器を演奏する授業を全小中学校で実施する。</p>	C (見直し)	楽器の種類や実施方法など運営面での検討を進める。
62	指導課	<p>学力向上プラン推進事業</p> <p>基本的学習習慣および家庭学習の習慣を身に付けさせるため、合宿形式で勉強会を実施する。</p>	B (継続)	効果を十分検証しながら、継続していく。
63	指導課	<p>小中一貫教育の実践 (保幼小連携の推進)</p> <p>保育園、幼稚園年長時の後半から小学校1年生1学期程度までの接続期に注目した、ジョイント期カリキュラムを作成し、実施するとともに、その効果を検証していく。</p>	B (継続)	カリキュラムの実施と検証を通し、保幼小の連携のさらなる充実を図る。
64	指導課	<p>マイスクール八潮の運営</p> <p>品川区内の小・中学校に在籍する児童・生徒のうち、主に心理的な要因により、通常の学校生活に適応できず、不登校またはその傾向のある者に対して、適応指導教室を運営する。</p>	B (継続)	不登校児童・生徒への教育環境の充実を図りながら継続して実施する。

平成23年度事務事業評価

	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
65	指導課	<p>友好都市教員の交流・学習指導</p> <p>友好都市のポートランド市およびオークランド市の教員を講師として区に招き、中学生への英語の指導を行うとともに、相互の児童・生徒の作品交流および生徒と外国人講師との交流の場を設ける。</p>	C (見直し)	ALTの活用などの現状から、費用対効果を踏まえて、事業の実施規模の適正化を図っていく。
66	指導課	<p>帰国児童・生徒等の適応指導</p> <p>小学校の空き教室において、日本語能力の習得を進めるための言語指導や、対象者の実態に応じた教科への適応指導をおこなう。</p>	C (見直し)	帰国児童・生徒への日本語指導の状況を踏まえながら、実施方法について、見直しを図っていく。
67	指導課	<p>人権尊重教育の推進</p> <p>人権尊重教育に関する研究の実施</p>	B (継続)	人権尊重教育を一層充実させるため、継続して実施していく。
68	指導課	<p>代替職員の雇用</p> <p>品川区立小・中学校、小中一貫校の養護教諭・事務職員・栄養職員の病欠等の発生時に、代替職員を配置する。</p>	B (継続)	学校運営に支障のないよう、適切な配置に努めていく。
69	指導課	<p>特別支援学級の開設・教育活動の充実 (特別支援教育)</p> <p>学期に一度、医師、臨床心理士等専門家が訪問し、授業観察を行い、望ましい教育的対応についての指導、助言を行う。また、個別の教育支援計画や個別指導計画作成の指導、助言を行う。</p>	B (継続)	特別な教育的ニーズを要する児童・生徒は増加傾向にあり、今後も継続していく必要がある。
70	指導課	<p>特別支援学級の開設・教育活動の充実 (特別支援学級)</p> <p>特別支援教育のための施設の充実を図る。また、特別支援学級に介助員を配置するとともに、通常学級に在籍し特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対し、介助員または学習支援員を配置する。</p>	B (継続)	特別な教育的ニーズのある児童・生徒は増加傾向にあり、継続的に実施していく必要がある。
71	指導課	<p>就学事務</p> <p>保護者からの申請に基づき、就学相談を実施するとともに、就学相談委員会を開催し、児童・生徒の行動観察、保護者面談等を実施する。</p>	B (継続)	特別な教育的ニーズのある児童・生徒は増加傾向にあり、継続して実施していく必要がある。
72	指導課	<p>教科書採択</p> <p>教育委員会において教科書採択を行うため、教科用図書調査検討委員会等を設置し、採択案の作成、教科書等の調査研究を行う。</p>	B (継続)	引続き事業を実施する必要がある。

平成23年度事務事業評価

	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
73	指導課	幼稚園講師の採用 遠足随行、運動会練習指導その他の教育活動を行わせるため、非常勤の幼稚園講師を採用し、配置する。	B (継続)	園務の円滑な実施のため、より効率的な配置に努めていく。
74	品川図書館	図書館資料の充実 資料や情報の収集・整備を行い、魅力ある図書館づくりを目指すとともに、地域の情報拠点として課題解決に向けた図書館づくりを図る。	B (継続)	購入資料の優先順位付けについては検討の余地があるが、貸し出し点数も年々伸びていることから、今後も図書館資料については充実を図っていく。
75	品川図書館	子ども読書活動の推進 ブックスタート事業の推進、読み聞かせ地域ボランティアの育成、しながわ親子読書の日・子ども読書の日事業の推進、児童スペースの環境整備など、子どもたちの読書環境を整備する。	B (継続)	区がコーディネート役となり、地域ボランティア、NPOなどと連携をはかりつつ、子どもの読書活動や図書館利用の促進を図っていく必要がある。
76	品川図書館	図書館サービスの充実 児童サービス(お話し会・工作教室・自然観察教室等)、障害者サービス(障害者用資料の貸出等)、一般サービス(ブックフェア・インターネットサービス・レファレンス等)等を通じて、魅力的で区民生活に役立つ図書館作りを推進し、利用の拡大を図る。	B (継続)	読書に親しみを持ってもらうためのサービスの工夫については検討の余地があるが、事業実施については今後もNPOやボランティア等とも協力しながら進めていく。
77	品川図書館	図書館の維持運営 各館の窓口業務委託、清掃・機械設備保守の委託、光熱水費の支払い、建物の老朽箇所補修工事や老朽備品の整備等を行う。	C (見直し)	今後も建物および窓口等業務について、適正な維持管理を行っていくが、実施手法については見直しを図っていく。
78	品川図書館	学校図書館の充実 学校図書館システムネットワーク化や運営スタッフの配置、図書整備などにより学校図書館の充実を図る。	B (継続)	小中全校において更に図書館利用を促進し、教育課程に寄与するよう学校・指導課と連携し、学校図書館を充実していく必要がある。また学校図書館システムネットワークのより円滑な運用のため、システム等の適正な維持管理を図る必要がある。